

○ 稲川土地改良区財政調整基金規程

〔昭和61年9月10日
制 定〕

（目的）

第1条 土地改良施設の建設、災害復旧、農林漁業資金の繰上償還その他財源不足を生じたときの財源を積立てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積立てる金額は、毎年度予算の定めるところによる。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の整理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計財政調整基金収支予算に計上して整理するものとする。

（繰替運用）

第5条 理事長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、金額、期間を定めて基金に属する現金を他会計に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 土地改良施設の建設の財源に充てるとき。
- (2) 災害復旧の財源に充てるとき。
- (3) 農林漁業資金の繰上償還の財源に充てるとき。
- (4) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

（補則）

第7条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年9月10日から施行する。